

平成25年7月

庄原市が発注する建築設計等業務委託の入札参加条件の変更について

庄原市役所 管財課 契約係

表題のことにつきまして庄原市では、平成25年7月16日以降に指名通知を行う建築設計等業務委託の入札案件より、別紙の要領にしたがい入札参加条件の変更を行いません。

庄原市役所 管財課 契約係 TEL 0824-73-1203(直通)

E-Mail:kanzai@city.shobara.hiroshima.jp

(別紙)

<変更を行う内容>

建築士が1名のみ在籍する業者については、各案件の指名通知日において、各社の「手持業務請負金額」(※1)が、各社の「過去平均受注高」(※2)以上となった場合、入札に参加できません。

具体的には、各案件の指名通知日においてこの条件に適合する業者に対しては、指名通知を行いません。また同一の開札日に複数件の入札があり、ある入札案件を落札したためこの条件に適合することとなった業者は、後の案件の開札時に指名を撤回します。

※1…指名通知を行う日の前月末日までに完了検査が終了していない庄原市発注の入札案件。(随意契約分は対象外。)

※2…当年度の直前2年間における各社の年間平均実績高。なおこの実績高は、当年度の7月1日から翌年度の6月30日の間に指名通知を行う入札案件において適用します。

(例)平成25年度の場合

- ・実績高…平成23年1月から平成24年12月までの年間平均実績額
- ・適用期間…平成25年7月1日から平成26年6月30日までの間に指名通知を行う入札案件

<変更を行う目的>

庄原市が執行する建築設計業務において、各案件を確実に遂行するため本件を設定するものです。

<変更を行う案件の対象>

建築設計業務における入札案件のすべてとします。

～補足事項～

1. 変更契約によって契約金額が変更されたら、直ちにその数値を各社の手持業務請負金額に反映させます。
2. 業務の完了については、業務完了検査が終了した時点とし、この状況は月内の完了業務を毎月末に管財課で確認し、翌月当初より各社の手持業務請負金額に反映させます。